

未払賃金立替払制度

『原則廃止』には反対！

政府の事業仕分けで雇用・労働施策を後退させるな

今週に入り連日、行政刷新会議(議長・菅直人首相)が行っている「事業仕分け第3弾」が新聞・テレビで報じられていますが、この中で雇用の確保や労働者を保護する政策を大幅に後退させる判定が示されています。

10月27日に行われた労働保険特別会計についての仕分け作業で、ジョブカード制度普及促進事業、キャリア形成促進助成金、財団法人介護労働安定センター(交付金)など5事業は「廃止」、雇用調整助成金以外の雇用保険2事業(雇用安定事業と能力開発事業)は、「必要性が低い」として「特別会計の事業としては行わない」、『未払賃金立替払制度』や労働災害に対する義肢や車椅子など付加的な給付を行う、労災保険の社会復帰促進等事業は「原則廃止」としました。

菅政権は新成長戦略実現に向けて三段構えの経済対策として、「雇用」を基軸とした経済成長の実現を打ち出しており、雇用・労働政策を後退させる今回の判定は、これに逆行するものです。雇用情勢が厳しい中で、十分な議論もなくこのような仕分け結果が示されたことに、驚きをかきません。

ILOの趣旨にも反する

もちろん、助成金や交付金の中には利用率が低いものや想定していた成果に結びつかないものもあり、不断に見直しを行っていくことは必要です。しかし、個別の事業の成り立ちや具体的に果たしてきた役割、廃止した場合に及ぼす影響、現場の労使の意見などを十分把握した

上での議論もなく、このような判定が下されたことについては「おかしいぞ!」と指摘せざるを得ません。

ILO(国際労働機構)は労働行政について、政労使の三者構成による協議を求めており、今回の事態はこの趣旨に反するものでもあります。

連合は撤回を要求

連合は、今回の労働保険特別会計に関する事業仕分けの結果について、10月28日の事務局長談話で「きわめて遺憾」の意を表明。あわせて、政府各級会合や民主党に対して今回の仕分け結果の撤回を求めています。

大切なセーフティーネット

～未払賃金立替払制度～

未払賃金立替払制度は、企業の倒産に伴い賃金が支払われないまま退職に追い込まれた労働者に対して、未払賃金の約8割を事業者に代わって国が立替払いをする制度。企業倒産による労働債権の確保は通常1～2年の裁判を経ることになるため、苦境に陥った労働者の生活が大変厳しい状況となるため、労働組合の要求と行動で1976年に実現した制度です。

2009年度には、制度発足以来2番目に多い67,774人が、300億円を超す額の立替払いを受けています。

この制度は、まさに労働者とその家族の生活の安定を図るために大切なセーフティーネットとして、十分な役割を發揮しています。